

## 平成23年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領

国土交通省は、平成23年度「国土交通行政インターネットモニター」を下記のとおり募集します。多くの皆様からのご応募をお待ちしています。

記

### 1. 募集者数

全国で1,200名

※ お住まいの地域毎に募集者数を設定しています。  
地域毎の募集者数は「別表1」のとおり。

### 2. 募集期間

平成23年5月1日（日）から平成23年5月31日（火）まで。

### 3. 応募方法

国土交通行政インターネットモニターページ（<https://www.monitor.mlit.go.jp/>）にアクセスして、「モニター募集案内へ」をクリックして下さい。

「応募申込フォーム」に氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、応募の抱負など必要事項を入力の上、5月31日までに応募（送信）してください。

※ ご応募いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律に従い適正に取り扱います。

### 4. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上（平成23年4月1日現在）の方で、インターネットを容易に利用でき、国土交通行政に対する高い関心と熱意を有する方とします。

（ただし次の①～④に掲げる方は除きます）

- ① 国会議員及び地方議会の議員
- ② 国土交通行政に従事する常勤の国家公務員及び地方公務員
- ③ 国土交通省所管の独立行政法人、特殊法人及び地方共同法人の役職員
- ④ ①～③に掲げる方の同居の親族

### 5. モニターの選考・委嘱

(1) 選考結果は、平成23年8月下旬までに内定者に直接メールでお知らせ致します。

選考に漏れた方にはお知らせ致しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) モニターの委嘱は「（別表2）モニターとしてお守りいただく事項」に同意し、承諾書を提出された方に委嘱通知を交付して行います。

委嘱期間は、委嘱の日から平成24年3月31日までです。

(3) モニターは、お住まいの地域を管轄するブロックに所属します。

委嘱後にブロック外に転居された場合でも、引き続き転居前のブロックでモニター活動を行っていただくことになります。

### 6. モニターの仕事

モニターにはインターネットを通じて、次のことを行っていただきます。

① 「国土交通省が提示するアンケート調査に対して回答していただきます。

（国土交通省が提示する課題に対して意見書をご提出いただく場合もあります。）

② 上記①以外に、国土交通行政に関するご意見（「随時意見」）を提出していただくことができます。

### 7. モニターへの謝金

モニターに対して、アンケート調査・課題の回答の実績に応じて年間4,000円を上限に謝金をお支払いします。但し随時意見は謝金の対象に含みません。

## 8. 個人情報の取り扱い

国土交通行政インターネットモニターへの応募やモニターとしての活動を通じて、ご提供いただいた個人情報については、国土交通行政インターネットモニター制度に必要な範囲内でのみ利用します。また、その管理や利用にあたっては個人情報の保護に関する法律に従い取り扱いには細心の注意を払います。

## 9. お問い合わせ先

国土交通行政インターネットモニターについてのお問い合わせは、国土交通省大臣官房広報課広聴第一係(03-5253-8111(代表) 21-574(内線) E-mail : [kocho-1@mlit.go.jp](mailto:kocho-1@mlit.go.jp))までご照会ください。

～皆様からのご応募を心よりお待ちしております。～

(別表1)「ブロック区分と募集者数」

ブロック	対象地域（都道府県）	募集者数
北海道	北海道	90名
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	110名
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	291名
北陸	新潟県、富山県、石川県	85名
中部	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	136名
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	171名
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	100名
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	82名
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	135名
計		1,200名

(別表2)「モニターとしてお守りいただく事項」

### 1. 「モニター心得」として次のことをお守りください。

- ① 資格の除外事項に該当した場合や承諾書の内容に異動があった場合は速やかに届け出ること。
- ② 自己のID及びこれに対応するパスワードを他のモニター又は第三者に通知しないこと。
- ③ 他のモニターのID及びこれに対応するパスワードを使用しないこと。
- ④ 上記②③に違反したことにより他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑤ 他のモニターが上記②～③に違反したことにより損害を被った場合においては、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果紛争が生じた場合には自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑥ 上記①～⑤に違反したことにより国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を賠償すること。

### 2. 上記1に違反した場合及びその他の事由によりモニターとして引き続き委嘱することが適当でないと認めた場合は、委嘱を取り消されることがあります。